

第3回人事闘争委員会(苦情処理集約)へ向けて

2022.2.1(火) 法制・調査担当

1. 人闘委へ向けて

この時点では、黒塗りしないでください。

(1) 苦情処理にとりくむ方

- ①提出資料は個人情報を書さずに分会の法制担当者へ提出してください。
※個人情報が載っている資料も本部へ提出する必要があります。
- ②事情聴取(苦情処理)用紙はエクセルデータの提出もお願いします。
毎年、PDFデータでの提出があり、事情説明の打ち直しに時間がかかります。
ご協力をお願いします。

(2) 分会法制担当者

- ①個人から提出された資料(診断書等の証明書以外)をコピーしてください。
- ②コピーした資料の個人情報を黒塗りしてください。
- ③原本、コピー、データを支部へ提出してください。

この時点で、黒塗りしてください。

(3) 支部法制担当者

- ①黒塗りされた資料をコピーして支部人闘委で使用してください。
- ②本部人闘委後、要求書提出までのスケジュールが非常にタイトになっています。
時短のため可能であれば、支部人闘委で事情の確認を丹念にお願いします。
- ③支部の表紙を付け、中部様式(A4縦、見開きで左頁が苦情処理用紙、右頁が異動調査書(個票)となるように)で黒塗りされた資料を35部本部人闘委に持参してください。
- ④原本とデータ、添付資料は本部人闘委の日に提出してください。

2. 苦情処理等について

(1) アップしてある場所

高教組HPトップ画面右側にあるコンテンツ ⇨(評議員会)資料 ⇨第11回評議員会

(2) アップしてある内容

- ⑤苦情処理用紙(本人記載用)と基準
- ⑧支部提出資料表紙
- ⑨第3回人事闘争委員会に向けて

3. 苦情処理の基準(次頁へ)

【苦情処理基準】（2022年度異動対象者）

- ① 通院加療中で、著しく通勤が困難な者
 - ② 本人又は配偶者及び扶養親族に心身の故障がある者で転任又は留任しなければ生活上著しく障害がある者
 - ③ 転任後3年以内に退職が予定される者
 - ④ 夫婦別居3年以上の者
 - ⑤ 同一校、勤務7年以上で異動希望を出したにもかかわらず内示が出ない者
ただし、
（ア）離島から都市地区への希望者は3年以上の者
（イ）北部から都市地区への希望者は4年以上の者
（ウ）離島地区（久米島、宮古、八重山）に生活の根拠を有する者が他の地区に異動した者で勤務年数3年以上の者
（エ）北部地区に生活の根拠を有する者が中部地区、那覇地区、南部地区に異動した者で勤務年数4年以上の者
 - ⑥ 通勤時間1時間以上、あるいは通勤距離30km以上で、併せて他にも配慮すべき事情のある者
 - ⑦ 今回の内示で定通制高校が連続2校目になる者
 - ⑧ 今回の内示で障害児学校が連続3校目になる者
 - ⑨ 今回の内示で専門高校が連続3校目になる者
 - ⑩ 連続かつ通算で離島3年以上、北部4年以上で異動希望の者
 - ⑪ 子育ても含めて、(2021年挿入) ①～⑩と同等以上の特殊事情と認められる者
- ※ 離島地区勤務満了は、実質勤務2年9ヵ月以上、または在籍5年以上
- ※ 北部地区勤務満了は、在籍5年以上、新規採用者も同様